

特定教育・保育施設検査基準（幼稚園・認定こども園用）

教育委員会事務局学務課幼稚園係

## 検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>教育・保育関係法令及び関係通達に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指摘」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>教育・保育関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、改善状況報告書又は改善計画書の提出を求めることができる。</p> <p>なお、教育・保育関係法令及び関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上の為の「助言指導」を行なう。</p>

# 運 営 管 理 編

## 【目 次】

- 第一 利用定員に関する状況
- 第二 運営に関する状況
- 第三 その他

## 【凡 例】

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	昭和31年文部省令第32号「幼稚園設置基準」	幼稚園設置基準
3	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	安全法規則
4	平成26年10月10日東京都条例第122号「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例」	都幼保条例
5	平成26年10月10日東京都規則第151号「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」	都幼保規則
6	平成26年12月17日26福保子保第2028号「東京都幼保連携型認定こども園事業実施細目」	都幼保細目
7	平成18年12月22日条例第174号「東京都認定こども園の認定要件に関する条例」	都認こ条例
8	平成18年12月22日規則第299号「東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則」	都認こ規則
9	平成19年2月14日18福保子支第1223号「東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則実施細目」	都認こ細目
10	平成26年10月23日江東区条例25号「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	江条例

項目	基本的考え方	観点	関係法令	評価事項	評価
<b>第一 利用定員に関する基準</b>					
1 利用定員の遵守	特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育を行ってはならない。ただし、年度中における需要の増大への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情等がある場合は、この限りではない。	利用定員を遵守しているか。利用定員を超えている場合、正当な理由はあるか。	江条例第 22 条	正当な理由がなく、定員を超過している。	C
<b>第二 運営に関する基準</b>					
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。  (2) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者に対して重要事項等を提示するときは電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	(1) 教育・保育給付認定保護者に対し、重要事項を記した文書の交付及び同意を得ているか。  (2) 教育・保育給付認定保護者からの申し出がないのに、電磁的方法により提供していないか。	江条例第 5 条第 1 項  江条例第 5 条第 2 項	(1) 重要事項を記した文書の交付及び同意を得ていない。  (2) 教育・保育給付認定保護者からの申し出がないのに重要事項を記した文書を電磁的方法で提供している。	C  B
2 正当な理由のない提供拒否の禁止等	(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込を受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  (2) 特定教育・保育施設は、利用者及び利用申込者が利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。  (3) 特定教育・保育施設は選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で選考を行わなければならない。  (4) 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な特定教	(1) 正当な理由がなく入園を拒否してはいないか。  (2) 利用者申込者が利用定員を超える場合において公正な方法により選考しているか。  (3) 選考方法を明示しているか。  (4) 自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合に、代替措置の提示等、必要な支援を行っている	・支援法第 33 条第 2 項 ・江条例第 6 条第 1 項  江条例第 6 条第 2 項  江条例第 6 条第 4 項  江条例第 6 条第 5 項	(1) 正当な理由がなく特定教育・保育の提供を拒否している。  (2) 公正な方法により選考していない。  (3) あらかじめ選考方法を教育・保育給付認定保護者に明示していない。  (4) 必要な支援を行っていない。	C  C  B

<p>3 教育・保育給付認定の申請に係る援助</p>	<p>育・保育施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。また、教育・保育給付認定の変更について、変更の申請が教育・保育給付認定有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>か。</p> <p>必要な援助を行なっているか。</p>	<p>江条例第9条第1項及び第2項</p>	<p>(1) 教育・保育給付認定の申請に関して必要な援助を行っていない。</p> <p>(2) 教育・保育給付認定の変更に関して必要な援助を行っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
<p>4 心身の状況の把握</p>	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>教育・保育給付認定子どもの心身の状況等の把握に努め、適切な教育・保育を行っているか。</p>	<p>江条例第10条</p>	<p>教育・保育給付認定子どもの状況の把握を怠っている。</p>	<p>B</p>
<p>5 小学校等との連携</p>	<p>特定・教育保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>特定教育・保育の提供の終了にあたり、他機関等との密接な連携に努めているか。</p>	<p>江教例第11条</p>	<p>小学校等との連携に努めていない。</p>	<p>B</p>
<p>6 特定教育・保育の提供の記録</p>	<p>特定教育・保育施設は、特定・教育保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p>	<p>特定教育・保育提供の記録を行っているか。</p>	<p>江条例第12条</p>	<p>特定教育・保育の提供内容の記録をしていない</p>	<p>C</p>
<p>7 施設型給付費等の額に係る通知等</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	<p>(1) 施設型給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 法定代理受領を行わない特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に交付しているか。</p>	<p>江条例第14条第1項</p> <p>江条例第14条第2項</p>	<p>(1) 施設型給付費の額を通知していない。</p> <p>(2) 法定代理受領を行わない特定教育・保育施設について、特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に交付していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

8 特定教育・保育に関する評価等	<p>(1) 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、定期的に教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けてその結果を公表し、常に改善を図るように努めなければならない。</p>	<p>(1) 自ら評価を行い、改善を図っているか。</p> <p>(2) 定期的に保護者、外部の評価を受けているか。</p>	<p>江条例第 16 条第 1 項</p> <p>江条例第 16 条第 2 項</p>	<p>(1) 自己評価を行っていない。</p> <p>(2) 関係者又は外部の者等による評価を行っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
9 教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区へ通知しなければならない。</p>	<p>遅滞なく区へ通知しているか。</p>	<p>江条例第 19 条</p>	<p>区への通知を行っていない。</p>	<p>B</p>
10 運営規程（園則）	<p>特定教育・保育施設は、施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>・重要事項に定めておくべき事項</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>⑤ 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>⑥ 区条例第 4 条第 2 項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ 上記に定めるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	<p>重要事項に関する規程を定めているか。</p>	<p>江条例第 20 条</p>	<p>(1) 重要事項（園則）に関する規程を定めていない。</p> <p>(2) 重要事項（園則）の内容が不十分または現状と差異がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
11 勤務体制の確保等	<p>(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(1) 職員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 職員の資質向上のために研修の機会を確保しているか。</p>	<p>江条例第 21 条第 1 項</p> <p>江条例第 21 条第 3 項</p>	<p>(1) 職員の勤務体制を定めていない。</p> <p>(2) 研修に関する情報提供など研修の機会を確保していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

12 掲示	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>重要事項（園則）等を園内の見やすい場所に掲示しているか。</p>	江条例第 23 条	<p>重要事項（園則）を掲示していないまたは掲示場所が外部から見やすい場所ではない。</p>	B
13 秘密保持等	<p>(1) 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、特定教育・保育施設は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し、教育・保育給付認定子どもの情報を提供するには、あらかじめ文書により教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p>	<p>(1) 職員及び退職者等が秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 情報を提供するには、教育・保育給付認定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>江条例第 27 条第 1 項及び第 2 項</p> <p>江条例第 27 条第 3 項</p>	<p>(1) 秘密保持のための措置を講じていない。</p> <p>(2) 保護者の同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
14 情報の提供等	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p>	<p>(1) 情報の提供を行うように努めているか。</p> <p>(2) 広告が虚偽又は誇大なものになっていないか。</p>	<p>江条例 28 条第 1 項</p> <p>江条例 28 条第 2 項</p>	<p>(1) 情報の提供を適切に行っていない。</p> <p>(2) 広告の内容が実態と合っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
15 苦情解決	<p>(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	<p>(1)-1 苦情窓口を設け、適切に対応しているか。</p> <p>(1)-2 苦情窓口の設置について、保護者に周知されているか。</p> <p>(2) 苦情の内容を記録しているか。</p>	<p>江条例第 30 条第 1 項</p> <p>江条例第 30 条第 2 項</p>	<p>(1)-1 苦情の窓口（体制）を設置していない。</p> <p>(1)-2 保護者に周知されていない。</p> <p>(1)-3 保護者への周知が不十分である。</p> <p>(2) 苦情の内容を記録していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

16 地域との連携等	<p>特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>地域との交流に努めているか。</p>	<p>江条例第 31 条</p>	<p>地域との交流に努めていない。</p>	<p>B</p>
17 事故発生の防止及び発生時の対応	<p>(1) 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)-1 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(1)-2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(1)-3 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>(1)-1 事故発生時の対応や報告の方法等が記載された指針が整備され、遵守されているか。</p> <p>(1)-2① 平成 27 年 2 月 16 日付府政共 生 96 号 26 初幼教第 30 号雇児保発 0216 第 1 号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に定める重大事故が発生した際に事故報告書を作成し、区に提出しているか</p> <p>(1)-2②体制を整備しているか</p> <p>(1)-3 研修を実施しているか。</p> <p>(2) 必要な措置を行っているか</p> <p>(3) 事故の記録をしているか。</p> <p>(4) 損害賠償保険に加入しているかまたは損害賠償が行われているか。</p>	<p>江条例第 32 条第 1 項第 1 号</p> <p>江条例第 32 条第 1 項第 2 号</p> <p>江条例第 32 条第 1 項第 3 号</p> <p>江条例第 32 条第 2 項</p> <p>江条例第 32 条第 3 項</p> <p>江条例第 32 条第 4 項</p>	<p>(1)-1 指針等が整備されていない。</p> <p>(1)-2 通知で報告が必要な事故にも関わらず区へ報告書を提出していない。</p> <p>(1)-2 体制を整備していない</p> <p>(1)-3 研修等を実施していない。</p> <p>(2) 事故発生時の区や家族への連絡など適切に行っていない。</p> <p>(3) 事故の記録を行っていない。</p> <p>(4) 損害賠償保険に加入していない又は損害賠償が行われていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

<p>18 職員の状況</p>	<p>(認定こども園・幼稚園共通)</p> <p>(1) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置く</p> <p>(2) 3歳から5歳児の学級には幼稚園教諭免許状を保有する学級担任を配置する。</p> <p>(3) 年齢別配置基準は下記のとおりとする。</p> <p>① 満4歳以上の園児 概ね30人につき1人</p> <p>② 満3歳以上満4歳未満の園児 概ね20人につき1人</p> <p>③ 満1歳以上満3歳未満の園児 概ね6人につき1人</p> <p>④ 満1歳未満の園児 概ね3人につき1人</p> <p>(幼保連携型認定こども園の場合)</p> <p>(1) 保育教諭等の直接従事職員は、幼稚園教諭免許状及び児童福祉法第18条の18第1項の保育士登録を受けた者でなければならない(令和7年3月31日まではいずれかの資格で可)</p> <p>(2) ① 教育時間以外の満3歳以上の園児に直接従事する職員は、6割以上の者が登録を受けた常勤職員とする。</p> <p>② 直接従事職員の数は常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(3) 満3歳未満の園児の保育に直接従事する職員は保育士とする。</p> <p>(地方裁量型認定こども園の場合)</p> <p>(1) 満3歳未満の園児の保育に直接従事する職員は保育士登録を受けた者とする。ただし、満3歳未満児の保育従事職員の6割以上の者が保育士登録と受けた者で、それ以外の者が意欲、適正、能力等が適当と認められる場合は、保育士登録者以外でも可。</p> <p>(2) ① 保育教諭等の直接従事職員は、幼稚園教諭免許状及び児童福祉法第18条の18第1項の保育士登録を受けた者でなければならない。ただし、両資格保有者の配置が困難な場合はいずれかの資格で可。</p> <p>② 直接従事職員の数は常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(3) 教育時間以外における保育従事職員は、登録を受けた者でなければならない、ただし、保育従事職員数の6割以上の者が登録を受けた者であれば、それ以外の者は意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められる者で可。</p>	<p>(1) 園医等は適切に配置されているか。</p> <p>(2) 学級担任は幼稚園教諭免許状保有者が担っているか。</p> <p>(3) 年齢別配置基準を満たす職員配置がなされているか。</p> <p>(1) 必要な資格を有する者が配置されているか。</p> <p>(2) 職員配置が適正になされているか。</p> <p>(3) 必要な資格を有する者が配置されているか。</p> <p>(1) 必要な資格を有する者が配置されているか。</p> <p>(2) 職員配置が適正になされているか。</p> <p>(3) 必要な資格を有する者が配置されているか。</p>	<p>安全法規則第23条 幼稚園設置基準第5条</p> <p>都幼保条例第6条 都幼保規則第4条、附則2、4、8～11 都幼保細目5</p> <p>都認こ条例第5条・第6条 都認こ規則第5条・第6条 都認こ細目5</p>	<p>(1) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師が適正に配置されていない。</p> <p>(2) 職員配置が適正に行われていない。</p> <p>(3) 資格を有する職種において、有資格者が配置されているか。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>第三 その他</p>	<p>上記に定めるもののほか、特定教育・保育施設の建物や設備の維持管理、災害対策等について、その法令等を遵守しなければならない。</p>	<p>適正な手続き又は対応が行われているか</p>	<p>関係規定</p>	<p>適正な手続き又は対応が行われていない。</p>	<p>軽微な違反B</p> <p>法令等に反するものC</p>

# 教育・保育内容 編

## 【目次】

- 第一 教育・保育の内容
- 第二 食事の提供の状況
- 第三 健康・安全の状況

## 【凡例】

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成 10 年文部省告示第 174 号 幼稚園教育要領	幼稚園教育要領
2	昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号 学校教育法	学校教育法
3	昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号 学校教育法施行規則	施行規則
4	昭和 28 年 10 月 31 日政令第 340 号 学校基本法施行令	施行令
5	平成 18 年 6 月 15 日法律第 77 号 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	就学前法律
6	平成 26 年 6 月 4 日政令第 203 号 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令	就学前法律施行令
7	平成 26 年 7 月 2 日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	就学前法律施行規則
8	平成 26 年 4 月 30 日 文部科学省告示第 1 号 幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼保教育・保育要領
9	平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 1 4 1 号「保育所保育指針」	保育所保育指針
1 0	平成 12 年法律第 82 号 児童虐待の防止等に関する法律	虐待法
1 1	平成 23 年 3 月厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」	アレルギー対応ガイドライン
1 2	平成 24 年 1 月江東区こども未来部保育課「江東区の保育所におけるアレルギー対応マニュアル」	アレルギー対応マニュアル

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
<b>第一 教育・保育の内容</b>	<p>(幼稚園) 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、学校教育法施行規則に定めるもののほか、幼稚園教育要領によるものとする。</p> <p>(幼保連携型認定こども園) 幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>(地方裁量型認定こども園) 地方裁量型認定こども園の保育は、保育所保育指針に準じて行うものとする。</p>	<p>幼稚園の教育は、学校教育法、同施行規則、同施行令及び幼稚園教育要領等により行われているか。</p> <p>幼保連携型認定こども園の教育・保育は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等により行われているか。</p> <p>保育所保育指針に準じて保育を行っているか。</p>	<p>学校教育法 学校教育法施行令 学校教育法施行規則 幼稚園設置基準 幼稚園教育要領</p> <p>就学前法律 就学前法律施行令 就学前法律施行規則 幼保教育・保育要領</p> <p>保育所保育指針</p>	<p>幼稚園教育要領に基づき、適正に教育が行われていない。</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき適正に教育・保育が行われていない。</p> <p>保育所保育指針に基づき適正に保育が行われていない。</p>	<p>軽微な違反 B</p> <p>法令等に反するもの C</p>
<b>第二 食事の提供の状況</b> 1 アレルギー対応について          2 食育の計画	<p>(1) (2号認定及び3号認定) アレルギー対応は「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生労働省)」に基づいて作成した「江東区の保育所におけるアレルギー対応マニュアル」に沿って対応すること。</p> <p>(2) (2号認定及び3号認定以外) 食物アレルギーに配慮した食事の提供を行っているか</p> <p>食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎であることを位置づけ、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。</p>	<p>(1)-1 アレルギー事故を防ぐ為に、職員全員が一人ひとりの症状などを正しく理解し、アレルギー対応について共通理解が持てる為の会議等を設けているか。</p> <p>(1)-2 保育所生活管理指導表を使用して対応しているか。</p> <p>(1)-3 配膳時の確認が適切になされているか。</p> <p>(2) 食物アレルギー対策が適切に行われているか。</p> <p>食育の計画を作成し、全体的な計画及び指導計画に位置付けているか。</p>	<p>・アレルギー対応ガイドライン</p> <p>・アレルギー対応マニュアル</p> <p>・保育所保育指針第5章</p> <p>食育基本法第5条</p>	<p>(1)-1 アレルギー対応に対し、共通理解が持てる為の会議等をもうけていない。</p> <p>(1)-2 保育所生活管理指導表を使用して対応していない。</p> <p>(1)-3 配膳時の確認が適切になされていない。</p> <p>(2) 食物アレルギー対策が不適切である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

<p>3 衛生管理</p>	<p>(認定こども園)  (1)調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施し、衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。</p> <p>(認定こども園)  (2)食中毒発生防止のため、食品及び食器具等の保管を適切に行うこと。  また、検食を食事提供前に行い、異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止する等の対策を講じること、</p>	<p>(1)月1回以上の検便を適切に実施しているか。</p> <p>(2)-1 食中毒事故の発生予防を適切に行っているか。  (2)-2 検食を適切に行っているか。</p>	<p>・都幼保細目 6(3)  ・都認こ細目 13(3)</p> <p>幼保教育・保育要領第3章第3-1(1)、(2)  保育所保育指針第3章3(1)ア、イ</p>	<p>(1)-1 月1回以上の検便を適切に行っていない。  (1)-2 検査結果を適切に保管していない。</p> <p>(2)-1 食中毒事故の発生予防を適切に行っていない。  (2)-2① 検食を行っていない。  (2)-2② 検食の記録を作成していない。</p>	<p>C  C  B  C  B</p>
<p>4 その他</p>	<p>法令等に基づき食事を提供しているか。</p>	<p>法令等に基づき食事を提供しているか。</p>	<p>関係法令</p>	<p>軽微な違反B  法令等に反するものC</p>	<p>軽微な違反B  法令等に反するものC</p>
<p>第三 健康・安全の状況  1 健康診断について</p>	<p>(1) 園においては、毎学年定期に園児の健康診断を行わなければならない。健康診断は入園時及び毎年度2回(認定こども園のみ、幼稚園は毎年度1回、1回は6月30日より以前に実施)行うことを原則とする。</p> <p>(2) 園児の健康診断を行った時は、健康診断票を作成しなければならない。園長は、園児が転園した場合においては当該園児の健康診断票を転園先に送付しなければならない。</p> <p>(3) 健康診断を行った時は21日以内にその結果を園児及びその保護者に通知するとともに、健康診断の結果に基づき疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等、法令で規定する適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>(1) 園児の健康診断を適切に行っているか。</p> <p>(2)-1 園児の健康診断票を作成しているか。  (2)-2 園児が転園した場合に健康診断票を送付しているか。</p> <p>(3) 健康診断実施後に、保護者への通知及び必要な対応をしているか。</p>	<p>・学校保健安全法第13条  ・学校保健安全法施行規則第5条  ・認定こども園法第27条・認定こども園法施行規則第27条</p> <p>・学校保健安全法施行規則第5条  ・認定こども園法施行規則第27条</p> <p>・学校保健安全法第14条  ・学校保健安全法施行規則第9条  ・認定こども園法第27条  ・認定こども園法施行規則第27条</p>	<p>(1)-1 入園時の健康診断を行っていない。(認定こども園)  (1)-2 健康診断を認定こども園は年2回、幼稚園は年1回以上実施していない。  (1)-3 実施時期・方法等が不適切である。</p> <p>(2)-1 園児の健康診断票を作成していない。  (2)-2 健康診断票を転園先に送付していない。</p> <p>(3)-1 健康診断結果を保護者に通知していない。  (3)-2 適切な措置を取っていない。</p>	<p>C  C  B  C  C  C  C</p>

2 虐待等への対応	園児の心身の状態等を観察し、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを区、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。	不適切な養育の兆候が見られる場合に適切に対応しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待法第5条、第6条</li> <li>・児童福祉法第25条</li> </ul>	不適切な養育の兆候が見られる場合に適切に対応しているか	B
3 感染症の対策	<p>(1) 園長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。</p> <p>(2) (幼稚園、幼保連携型認定こども園) 園の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、園の全部又は一部の休業を行うことができる。(地方裁量型認定こども園) 感染症やその他疾病の発生防止に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。</p>	<p>(1) 感染症の拡大防止に係る取り組みを行っているか。</p> <p>(2) 感染症の発生時の対応が不十分である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園法第27条</li> <li>・学校保健安全法第19条・第20条・第21条</li> <li>・保育所における感染症ガイドライン</li> <li>・保育所保育指針第3章</li> </ul>	<p>(1) 感染症の拡大防止への取組が適切に行えていない。</p> <p>(2) 感染症発生時の対応が不十分である。</p>	C B
4 事故防止及び安全対策	<p>(1) 在園児の事故防止のために、園児の心身の状況等を踏まえつつ、職員の共通理解と体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。なお、幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては、認定こども園法第27条及び学校保健安全法第27条に規定する学校安全計画及び同法第29条に規定する危険等発生時対処要領を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>(2) 災害や事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図ること。また、園児の精神保健面（PTSD等）における対応に留意すること。</p> <p>(3) 事故等の再発防止に役立てるため、事故の経過を記録するとともに、施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。また、保護者へは、緊急時には早急に、また、簡潔に要点を伝え、事故原因等については、あらためて具体的に説明すること。</p>	<p>(1)-1 計画について職員に必要な周知・教育を行っているか。</p> <p>(1)-2 学校安全計画を策定しているか。(幼稚園、幼保連携型認定こども園)</p> <p>(1)-3 危険等発生時対処要領を策定しているか。(幼稚園、幼保連携型認定こども園)</p> <p>(2)-1 事故発生時等の対応訓練を行っているか。</p> <p>(2)-2 園児のケアに係る取り組みを行っているか。</p> <p>(3) 事故が発生した場合に適切な対応をしているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健安全法第27条・第29条・第30条</li> <li>・認定こども園法第27条</li> <li>・幼保教育・保育要領第5章5(2)ア</li> <li>・保育所保育指針第5章2(2)</li> <li>・幼保教育・保育要領第3章第4-2(1)</li> <li>・保育所保育指針第3章3(2)ア・イ・ウ</li> <li>・認定こども園法第27条</li> <li>・学校保健安全法第29条第3項</li> <li>・江条例第32条第1項(2)、(3)</li> </ul>	<p>(1)-1 職員への周知・教育を実施していない。</p> <p>(1)-2 学校安全計画を策定していない。</p> <p>(1)-3 危険等発生時対処要領を策定していない。</p> <p>(2)-1 定期的な訓練を実施していない。</p> <p>(2)-2 園児の心のケアに係る対策を講じていない。</p> <p>(3) 事故発生時の対応が不十分である。</p>	B C C B B B

<p>5 乳幼児突然死症候群 (SIDS)の防止について</p>	<p>(4) 施設・設備・遊具、玩具・園庭等の安全点検を実施するとともに、法令で定められた施設・設備点検を実施すること。</p> <p>乳児期の園児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、園児一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。乳幼児を寝かせる際には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) の予防の観点から仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。</p>	<p>(4)-1 定期的に安全確認を実施しているか。</p> <p>(4)-2 法令で点検義務のある建物・設備点検を実施しているか。</p> <p>(1) 乳幼児突然死症候群 (SIDS) の防止対策を講じているか。</p> <p>(2) 乳児及び配慮が必要な園児について睡眠時のチェック表を作成しているか</p>	<p>学校保健安全法第 28 条</p> <p>児保第 3 4 号通知</p> <p>関係法令等</p>	<p>(4)-1 定期的な安全確認を実施していない。</p> <p>(4)-2 法令で義務付けられた定期点検を実施していない。</p> <p>(1) 乳幼児突然死症候群の防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の防止対策が不十分である。</p> <p>適正かつ適正に対応されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>軽微なものB 法令等に違反するものC</p>
<p>6 その他 (園外保育等)</p>	<p>上記に定めるもののほか、教育・保育の提供にあたり、適正かつ適切に行うとともに、事故防止に努めなければならない。</p>	<p>適正かつ適切に教育・保育を行い、事故防止等に努めているか。</p>	<p>関係法令等</p>	<p>適正かつ適正に対応されていない。</p>	<p>軽微なものB 法令等に違反するものC</p>

# 会 計 編

## 【目次】

- 第一 利用者負担等
- 第二 施設型給付費の請求
- 第三 補助金の請求
- 第四 その他

## 【凡例】

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成26年10月23日「江東区条例25号江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	江条例
2	平成24年内閣府告示第49号「特定教育・保育、特定利用保育、特定利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	基準等
3	府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発第0331号第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知等「特定教育・保育施設等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」	留意事項通知
4	平成26年12月24日26江こ計第1268号通知「認可保育所及び小規模認可保育事業における実費徴収、上乗せ徴収について」	江子発第1268号通知
5	平成27年4月1日「江東区私立保育所等補助要綱」	江私要綱
6	平成27年4月1日 江東区幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱	幼稚園型一時預かり要綱

項目	基本的考え方	観点	関係法令	評価事項	評価
<p><b>第一 利用者負担等</b></p> <p>1 利用者負担額等の受領</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際には、教育・保育給付認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（区市町村が定める額）の支払いを受けるものとする。（1号のみ）</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、(1)及び(2)の支払いを受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。（以下「上乗せ徴収額」という。） ただし、区では、2・3号の教育・保育給付認定子どもに係る上乗せ徴収は、認めていない（認定こども園以外）。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、(1)から(3)の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。（以下「実費徴収額」という。）</p> <p>① 日用品、文房具その他特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用で、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>i) 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、世帯の区市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるものに対する副食の提供。（1号のみ）</p> <p>ii) 満3歳以上教育・保育認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもが、同一の世帯に3人以上いる場合で、最年長者及び2番目の年長者である者を除いた者。（1号のみ）</p>	<p>(1) 保育料の徴収が適正に行われているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育費用基準額の受領が適正か。</p> <p>(3) 上乗せ徴収額の設定や徴収が適正か。</p> <p>(4) 実費徴収の費目や徴収が適正か。</p>	<p>江条例第 13 条第 1 項</p> <p>江条例第 13 条第 2 項</p> <p>江条例第 13 条第 3 項</p> <p>江条例第 13 条第 4 項</p>	<p>(1) 保育料を適正に徴収していない。</p> <p>(2) 特定教育・保育費用基準額を適正に受領していない。</p> <p>(3) 上乗せ徴収が適正に行われていない。</p> <p>(4) 実費徴収が適正に行われていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

	<p>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤ 上記に定めるもののほか、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(5) 特定教育・保育施設は、(1)から(4)の支払を受けた場合には、教育・保育給付認定保護者に対し当該費用に係る領収証を交付しなければならない。</p> <p>(6) 特定教育・保育施設は、上乗せ徴収及び実費徴収により教育・保育給付認定保護者から金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、実費徴収の支払に係る同意は、文書によることを要しない。</p>	<p>(5) 教育・保育給付認定保護者から受けた支払いに対して領収証を交付しているか。</p> <p>(6)-1 保護者に対して書面により明らかにしているか。</p> <p>(6)-2 上乗せ徴収について文書により同意を得ているか。</p>	<p>江条例第13条第5項</p> <p>江条例第13条第6項</p>	<p>(5) 領収証を交付していない。</p> <p>(6)-1 書面により明らかにしていない。</p> <p>(6)-2 同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>2 利益供与等の禁止</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業、その他地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	<p>(1) 金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>江条例第29条第1項</p> <p>江条例第29条第2項</p>	<p>(1) 金品その他の財産上の利益を供与している。</p> <p>(2) 金品その他の財産上の利益を收受している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>3 会計の区分</p>	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	<p>会計を区分しているか。</p>	<p>江条例第33条</p>	<p>(1) 会計の区分が分かれていない。</p> <p>(2) 会計の区分が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>4 記録の整備</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>記録を整備しているか。</p> <p>会計に関する記録を整備し、保存しているか。</p>	<p>江条例第34条第1項</p> <p>江条例第34条第2項</p>	<p>(1) 記録を整備していない。</p> <p>(2) 記録の整備及び保存をしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

<p><b>第二 給付に関する事項</b> 1 施設型給付費の受給</p>	<p>(1) 地域区分は適正か。 (2) 定員区分は適正か。 (3) 認定区分は適正か。 (4) 年齢区分は適正か。 (5) 保育必要量区分は適正か(2・3号)。  (6) 毎月のこどもの数は、在園者数通りであるか。 (7) 職員は、必要な数、勤務形態(常勤・非常勤)、資格を有しているか。 (8) 給食実施日数は適切か(1号)。 (9) 副食費徴収免除加算の対象者数に誤りはあるか(1号)。 (10) 定員を恒常的に超えておるか各年度の平均在所率が120%以上の施設において、職員数、施設面積等が利用定員を超えるこどもの数を含めてそのこどもの数に照らした基準を満たしているか。 (11) 休日保育加算のための要件を満たしているか(2・3号)。 (12) 夜間保育加算のための要件を満たしているか(2・3号)。</p>		<p>・基準等 ・留意事項通知</p>	<p>(1) 地域区分が誤っている。 (2) 定員区分が誤っている。 (3) 認定区分が誤っている。 (4) 年齢区分が誤っている。 (5) 保育必要量区分が誤っている(2・3号)。  (6) 毎月のこどもの数が違っている。 (7) 職員配置において、必要な数、勤務形態(常勤・非常勤)、資格等の要件が満たされていない。 (8) 給食実施日数(1号)が誤っている。 (9) 対象人数(1号)が誤っている。 (10) 定員を恒常的に超えておるか各年度の平均在所率が120%以上の施設において、職員数、施設面積等が利用定員を超えるこどもの数を含めてそのこどもの数に照らした基準を満たしていない (11) 休日保育加算のための要件を満たしていない(2・3号)。 (12) 夜間保育加算のための要件を満たしていない(2・3号)</p>	<p>軽微な違反B  法令等に反するものC</p>
<p><b>第三 補助費の請求</b></p>	<p>区からの補助金について不正に請求してはならない。</p>	<p>補助金の請求が適正であるか。</p>	<p>江私要綱 江私扶要綱 幼稚園型一時預かり要綱</p>	<p>(1) 補助金の請求が不適正である。 (2) 補助金の請求に不備がある。</p>	<p>C B</p>
<p><b>第四 その他</b></p>	<p>上記の定めるもののほか、必要に応じて現金の管理方法やその会計上の取扱、会計帳簿等について確認する。</p>	<p>適正な手続きまたは処理が行われているか。</p>	<p>関係規定</p>	<p>適正な手続きまたは処理が行われていない。</p>	<p>軽微な違反B  法令等に反するものC</p>